平成２１年（フ）第４３０号
秋田市外旭川八幡田１丁目14番14号
破産者　エコシステム有限会社
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４０号
山形県天童市鎌田１丁目９番29号
破産者　有限会社アドヴァンス工業
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１３３号
福島県郡山市中町３番９号
破産者　有限会社阿部ビル
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第４７９号
茨城県古河市五部509番地の１
破産者　イバラキダイドウ株式会社
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３９３号
長野市川中島町今里10番地の７
破産者　有限会社中山工務店
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１２９号
熊本県玉名市高瀬61番地
破産者　有限会社山鹿屋
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第６９号
長崎県平戸市岩の上町334番地、従前長崎県平戸市鏡川町287番地
破産者　橋口　盛雄
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第１７号
長崎県松浦市志佐町白浜免2026番地22
破産者　平川　哲夫
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第２４８号
石川県かほく市内日角西32番地、開始決定時の住所金沢市割出町260―１　ライブ２―202号室山本真由佳方、従前の住所金沢市金石北４丁目４番20号
破産者　北本　広道
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２７６号
奈良県宇陀市大宇陀区上中2022番地
破産者　山田板金工作所こと　山田　清一
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第１７９６号
仙台市泉区寺岡６丁目13番地の６
破産者　鈴木　円佳
1　決定年月日　平成22年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８１９号
仙台市青葉区高松１丁目１番11号　パートナー高松205
破産者　齋藤　　昇
1　決定年月日　平成22年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
宮城県黒川郡大衡村大瓜字下南沢59番地
破産者　熊坂　礼一
1　決定年月日　平成22年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９３号
栃木県小山市大字萩島412番地
破産者　小川　博喜
1　決定年月日　平成22年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第３９７号
横浜市保土ケ谷区今井町844番地10
破産者　吉江　　進
1　決定年月日　平成22年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３７４号
大阪府堺市中区八田西町２丁15番31号、開始決定時の住所大阪府泉大津市なぎさ町２番４―806号、開始決定時の住民票上の住所大阪府貝塚市小瀬１丁目47番４号
破産者　新野　幸一
1　決定年月日　平成22年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第３７６号
大阪府堺市中区八田西町２丁15番31号、開始決定時の住所大阪府泉大津市なぎさ町２番４―806号、開始決定時の住民票上の住所大阪府貝塚市小瀬１丁目47番４号
破産者　新野　豊美
1　決定年月日　平成22年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９１７号
大阪府泉大津市高津町12番40号
破産者　西田　和男
1　決定年月日　平成22年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９６６号
大阪府泉南郡岬町多奈川谷川3400番地の79
破産者　市川　利晴
1　決定年月日　平成22年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係